

秋田県内の厚生労働大臣認定企業 をご存じですか？

- 3つの認定制度があります。
- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 秋田県内の厚生労働大臣認定企業は以下のとおりです。(公表企業のみ掲載)

各認定制度については裏面をご覧ください。

ユースエール認定企業の検索はこちらのQRコードから！



若者雇用促進法に基づく

ユースエール認定企業

一若者の採用・育成に積極的な企業ですー



企業名	所在地	業種	認定時期	企業名	所在地	業種	認定時期
1 秋田製錬(株)	秋田市	製造業	H28.3	9 (社福)大館市社会福祉事業団	大館市	医療福祉業	H30.11
2 (株)フィデア情報システムズ	秋田市	情報通信業	H29.11	10 (株)協和工業	にかほ市	製造業	H31.1
3 (株)タニタ秋田	大仙市	製造業	H30.7	11 秋田シンクリサイクリング(株)	秋田市	製造業	R1.8
4 小林工業(株)	由利本荘市	製造業	H28.12	12 秋田エコブラッシュ(株)	能代市	製造業	R1.9
5 (社福)小坂ふくし会	小坂町	医療福祉業	H28.10	13 (社福)北社	秋田市	医療福祉業	R1.10
6 (株)カミテ	小坂町	製造業	H29.11	14 小玉醸造(株)	潟上市	製造業	R1.11
7 横手建設(株)	横手市	建設業	H30.8	15 (株)西岡	秋田市	建設業	R2.1
8 エヌビーエス(株)	大館市	製造業	H30.10	16 ユーティーケー工業(株)	秋田市	製造業	R2.3

くるみん・プラチナくるみん認定企業の詳細はこちらのQRコードから！



次世代育成支援対策推進法に基づく

くるみん・プラチナくるみん認定企業

一子育てサポートに積極的な企業ですー



企業名	所在地	業種	認定回数・時期	企業名	所在地	業種	認定回数・時期
1 (株)カミテ	小坂町	製造業	☆H19.4	15 (社福)羽後町保育会	羽後町	医療福祉業	☆H27.2
2 (株)秋田魁新報社	秋田市	情報通信業	☆☆H24.5	16 (株)北都銀行	秋田市	金融業	☆H27.9
3 (社福)阿仁ふくし会	北秋田市	医療福祉業	☆H21.5	17 (社福)水交会	美郷町	医療福祉業	☆H28.3
4 (社福)県南ふくし会	大仙市	医療福祉業	☆H21.12	18 (社福)比内ふくし会	大館市	医療福祉業	☆H28.4
5 (医)正和会	潟上市	医療福祉業	☆H23.7	19 (社福)雄勝福祉会	湯沢市	医療福祉業	☆H28.8
6 (医)久盛会	秋田市	医療福祉業	☆☆☆H29.7	20 (国)秋田大学	秋田市	教育学習支援業	☆H28.12
7 古城建設(株)	秋田市	建設業	☆H25.1	21 マックスパリュ東北(株)	秋田市	卸小売業	☆H29.7
8 (社福)いなかわ福祉会	湯沢市	医療福祉業	☆H25.5	22 (株)東北フジクラ	秋田市	製造業	☆H29.7
9 秋田中央交通(株)	秋田市	運輸業	☆H25.5	23 (社福)平鹿悠真会	横手市	医療福祉業	☆H30.7
10 むつみ造園土木(株)	秋田市	建設業	☆H25.8	24 (社福)横手福寿会	横手市	医療福祉業	☆H30.8
11 (医)仁政会	潟上市	医療福祉業	☆H25.11	25 アルフレサ ファイナミカ(株)	秋田市	製造業	☆R1.6
12 (株)官与	横手市	農林業	☆H26.1	26 (株)五洋電子	潟上市	製造業	☆R2.1
13 (医)秋田愛心会	三種町	医療福祉業	☆H26.7	27 秋田海陸運送(株)	秋田市	運送業	☆R2.3
14 (医)運忠会	秋田市	医療福祉業	☆H26.7				

☆…くるみん認定回数

…労働者数 100 人以下(次世代行動計画策定等が努力義務)の企業

えるぼし認定企業の詳細はこちらのQRコードから！



女性活躍推進法に基づく

えるぼし認定企業

一女性の活躍が進んでいる企業ですー



企業名	所在地	業種	認定段階・時期	企業名	所在地	業種	認定段階・時期
1 (社福)平鹿悠真会	横手市	医療福祉業	3段階目 H30.7	2 北日本コンピューターサービス(株)	秋田市	情報通信業	3段階目 H30.12
3 (株)秋田銀行	秋田市	金融業	2段階目 R1.7	4 (社福)秋田県民生協会	北秋田市	医療福祉業	3段階目 R2.1

*認定段階:裏面に記載されている評価項目を1つ又は2つ満たせば1段階目、3つ又は4つ満たせば2段階目、5つ満たせば3段階目となります。

…労働者数 300 人以下(女性活躍推進行動計画策定等が努力義務)の企業

お問い合わせは 秋田労働局

- ユースエール認定については…職業安定部職業安定課 (TEL:018-883-0007)
- くるみん・プラチナくるみん認定、えるぼし認定については…雇用環境・均等室 (TEL:018-862-6684)

【ユースエール】



若者雇用促進法に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」と認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

○主な認定基準

- ・若者（新規学卒含む）対象の正社員求人を行っていること
- ・若者の人材育成に積極的に取り組んでいること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下であること
ただし、採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ。
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること
- ・直近3事業年度において男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること
- ・青少年雇用情報について公表していること
- ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと など

【くるみん・プラチナくるみん】

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を、厚生労働大臣が「くるみん認定企業」と認定します。また、「くるみん認定企業」と既に認定された企業が、さらに両立支援の制度の導入や利用を進め、高い水準の取組を行っている場合、当該企業を、厚生労働大臣が「プラチナくるみん認定企業」と認定します。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定めるマークを商品や広告などに付すことができ、子育てサポート企業であることをPRでき、優秀な人材の確保やイメージの向上等につながることを期待できます。



○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的目標を定めて実施していること

【えるぼし】

女性活躍推進法に基づく認定制度。

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表を行い（301人以上の大企業は義務）、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を、厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」として認定します。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定めるマークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

○主な認定基準

以下の、1から5の評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】（区）

直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率（応募者数/採用者数）が雇用管理区分ごとに同程度であること（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る）

【評価項目2：継続就業】（区）

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）等

【評価項目3：労働時間等の働き方】（区）

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、全て45時間未満であること等

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

